

第3章 民事信託における受託者名義の預金口座の取扱いに係る法的課題

東京大学 松下淳一

1. はじめに

高齢化社会の到来によって、高齢者の財産の管理処分に係る判断能力の低下に備えるための法的な仕組みが重要となってきた。この法的な仕組みは、本人である高齢者の保護と、他方でその高齢者が有する財産の適切な活用を可能にする必要の両方を趣旨とすることになる。成年後見制度はそのような仕組みの一つであり、後見人は、被後見人の全財産を管理し、その財産に関する法律行為について被後見人を包括的に代理する権限を有する（民 859 条 1 項）。成年後見制度によれば、事理弁識能力を欠く常況にある高齢者の財産を堅実に管理することができる一方で、後見人・後見監督人の報酬という金銭的な負担や、親族が後見人となる場合の財産管理の負担が、ほとんどの場合被後見人の死亡時まで続くことになるという問題もある。そこで、相対的に負担の軽い財産管理の仕組みとして、民事信託が挙げられることがある。

以上のような文脈で用いられる民事信託とは、典型的には、高齢者の判断能力があるうちに財産を信頼できる家族に託し、家族の判断で財産の管理を行えるようにする仕組みであり（家族信託とも呼ばれる）、高齢者が委託者兼受益者、受託者が家族（高齢者の子等）である信託契約によるものである。

信託銀行が受託者となる商事信託の場合とは異なり、上記のような民事信託の受託者が（高齢者の家族である）個人であることから、その個人の負担する債務にもとづいて差押えを受けたり破産手続開始の決定を受けたりというリスクが相対的に高くなる。以下では、考察の対象を信託財産が預金債権である場合に、受託者の債権者（信託財産責任負担債務に係る債権を有する者を除く）による信託財産である預金債権への差押えから生ずる法的な問題を中心に検討する。

2. 口座名義の態様及び差押命令の発令可能性

上述（1.）のような高齢者の財産管理のための民事信託における信託財産である預金口座の名義には以下のような態様のものがあると言われている¹。以下では、子が親の財産を管理する場合を想定して、委託者兼受益者を（親）、受託者を（子）と表示する。（親）・（子）の括弧内には親・子の名前が入る。

- ① （子） 信託をうかがわせる表示はなく、ただし子の固有財産とは分別管理されているもの。
- ② （子） 信託口
- ③ 委託者（親） 受託者（子） 信託口
- ④ 委託者（親） 信託受託者（子）
- ⑤ 受益者（親） 信託受託者（子）
- ⑥ 家族信託口受託者（子）

（上記①～⑥以外の態様のものもあるかもしれない）

¹ ほとんどの金融機関では、例外的な対応を除いて、②～⑥のような口座名義の預金の開設を認めていないようである。

子の債権者が子に対する債務名義にもとづいて、「〇〇銀行△△支店の（子）の預金」を特定して預金債権の差押えの申立て²がされたら、差押命令自体は発令されることになる。債権差押命令の発令の際の調査は、差押目的債権の実体的存否や帰属主体には及ばず、そもそもこの段階では執行裁判所は預金債権が信託財産に属するかどうかという問題があること自体知りえないのである。

3. 差押命令に対する金融機関の対応

(1) 差押命令の送達を受けた第三債務者である金融機関として、何をどう判断して差押命令にどのように対応するかについては、考え方が別れうる。即ち、画一的に弁済（預金の払戻し）を止める対応と、信託法律関係の存否・内容の判断にもとづいて弁済を止める又は止めないという対応とが考えられる。

(2) 第 1 に考えられるのは、口座名義に信託の表示がない場合（①）はもちろん、何らかの信託法律関係をうかがわせる表示がある場合（②～⑥）にも、子の固有財産に属する預金と区別せずに、預金債権に差押えの効力が及んでいるという判断にもとづいて、預金の払戻しを止めるという対応である。預金者である子から見れば、自身に対する差押えにより預金は例外なく凍結されることになる。

この場合、受託者である子（又は受益者である親、以下同じ）は、差押えの対象が信託財産であることを理由に、差押えの効力を排除するために異議を主張することができる（信託 23 条 5 項前段）。もっとも、預金債権を差し押さえた債権者は、債務者に対して差押命令が送達された日から 1 週間を経過するとその債権を取り立てることができ（民執 155 条 1 項）、取立てがされれば強制執行は完了してしまうため、信託財産であることを主張して執行を排除しようとする受託者である子は、預金が払い戻される前に執行を停止する必要がある。上記の異議については、第三者異議の訴えに係る民事執行法 38 条が準用されており（信託 23 条 5 項後段）、執行を停止しようとする受託者である子は、上記の異議の訴えを提起した上で、加えて執行停止の申立て（民執 38 条 4 項・36 条 1 項）をする必要がある。この執行停止の申立てをするためには、第 1 に、異議のため主張した事情（信託財産は強制執行の対象とならないこと）が法律上理由があるとみえる必要があり、第 2 に、事実上の点（当該事案における信託法律関係の存在）について疎明する必要があり、第 3 に、事案に応じて、執行の遅延や不能から発生する損害賠償請求権を担保するために、担保の提供をする必要がある。以上のような意味において、執行停止の申立てをするのは、受託者である子にとっては相当な手続的負担となるものと思われる³。

上記の異議の訴えが提起されず、あるいは提起されたが執行停止が奏功せずに取立てがされた場合には、差押命令及び取立ては有効であり、あとは受領権者としての外観を有する者に対する弁済（民 478 条）の問題が残るのみである。

² 預金差押えを申し立てる場合の差押債権の目録のひな形については【別紙】参照。

³ このような対応を前提とすると、信託財産が受託者に対する債権者による強制執行の対象とはならないという規律との関係では、②～⑥のような口座名義で預金を受け入れていることに意味はない（単なる個人事業の屋号と同じ）ことになり、子の期待を損ねることにもなりかねない。

(3) 第 2 に考えられるのは、当該預金債権が信託財産に属するかどうかについての金融機関の判断をふまえた次のような場合分けをする対応である。

(ア) 信託財産に属すると判断する場合には、受託者である子の固有財産ではないことから、差押対象は存在しないことになり⁴、信託財産に属する預金の払戻しは止めるべきではない。

(イ) (信託契約の不成立や信託財産としての特定性を欠く等の理由により) 信託財産には属しないと判断する場合には、上述(2)と同様に、預金の払戻しを止めるという対応をすることになる。

金融機関が上記(ア)のような判断をふまえて、差押命令にもかかわらず受託者である子に預金を払い出した場合に、その後当該預金債権が信託財産に属さず、差押えの効力が及んでいたと事後的に裁判所が判断したときには、金融機関は二重払いをせざるをえないことになる(民 481 条)。したがって、金融機関が上記(ア)のような判断をするためには、信託契約の成立や当該預金が信託財産に属することについて金融機関が高度の心証を有することが實際上必要となることから、例えば信託契約を公正証書によって締結する必要があり、②～⑥のような口座名義で預金を受け入れる際にその公正証書の確認をする等の実務が必要となるかもしれない⁵。上述(2)の第 1 の考え方と比べると、この第 2 の考え方の下では、金融機関にとっては(ア)と(イ)との区別という実質判断を強いられ、結果的に誤って(ア)と判断した場合の二重弁済のリスクを負うことになる反面で、(ア)の場合には受託者である子は執行排除のための手続的な負担(異議の訴えの提起及び執行停止の申立て)をせずに済むことになる。

この第 2 の考え方によると、上記(ア)の判断がされることを予想する受託者である子は、自分の固有財産を預金として預け入れることで、執行から免除される財産を作り出せることになるという問題がある。もっとも、他人名義預金への入金でも同じ問題は生じることから、この第 2 の考え方固有の問題ではない。問題を生じさせないためには、金融機関が(ア)の判断をする際には、預金の原資が委託者由来のものであること⁶を確認する必要があるのか。

4. 第三者からの情報取得手続

民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第 2 号)により、民事執行法に、債務者の財産状況の調査の方法の一つとして、第三者からの情報取得手続が設けられた(民執 204 条以下)。この手続は、その後が続くことが想定されている強制執行手続との関係では、その準備のための手続として位置付けることができる。

民事執行法 207 条 1 項 1 号は、執行裁判所は、債務者の預金債権に対する強制執行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定める情報の提供を銀行等に対して求めることができる旨を定める。最高裁判所規則は、預金債権の存否並びに預金債権が

⁴ 金融機関は、第三債務者として、催告に応じて、差押えに係る債権不存在という陳述をすることになる(民執 147 条 1 項、民執規 135 条 1 項 1 号)。

⁵ (ア)と(イ)とを分けるのは、当該預金債権が信託財産に属するかどうかという判断であり、口座名義が①～⑥のいずれかということではないことになる。

⁶ 例えば、委託者の預金口座から受託者の預金口座に送金がされたこと、あるいは委託者所有の不動産の賃料が受託者の預金口座に振り込まれていることである。

存在するときにはその預金債権を取り扱う店舗並びにその預金債権の種別、口座番号及び額が、必要となる事項として規定している（民執規 191 条 1 項）。

子に対する債務名義にもとづいて、裁判所が金融機関に対して上記情報の提供を命じた場合に、当該金融機関がどのような情報を提供すべきかは、どのような財産が子に対する債務名義にもとづく強制執行の対象財産となりうるかによることになる。この情報提供は、強制執行の準備のための手続であることから、「『債務者の預金債権』に対する強制執行の申立てをするのに必要となる事項」の解釈問題である。したがって、上述（3.（2））の第 1 の考え方を前提とすれば、子名義の預金に係る情報はすべて提供すべきことになり、他方で上述（3.（3））の第 2 の考え方を前提とするのであれば、金融機関が信託財産に属する（ア）と判断した預金に係る情報については、執行対象とはなり得ないことになるから、情報を提供すべきではないことになる。

5. 受託者の破産

受託者が破産した場合で、破産管財人から預金の払戻しの請求がされたときに、金融機関がその請求に応じなければならないかどうかについては、預金債権を対象とする差押えがされた場合と平行に考えることになる。

即ち、上述（3.（2））の第 1 の考え方を前提とすれば、破産管財人からの請求に対して常に払戻しをすべきであることになり、破産財団からの除外を求める新受託者は信託法律関係を主張して預金の自己への払戻しを請求することになる。この場合、個別執行におけるのは異なり、第三者異議の訴え類似の訴えの提起は必要とはされていない⁷。

他方で、上述（3.（3））の第 2 の考え方を前提とするのであれば、金融機関は（ア）又は（イ）いずれかの判断をして、（ア）と判断した場合には破産管財人からの払戻請求には応じるべきではないことになる。

破産管財人としては、預金が信託財産ではないために破産財団に含まれると判断する場合には、預金の払戻しを請求することになる。他方で、破産管財人が、預金は信託財産であるため破産財団には含まれないと判断する場合には、受託者の破産により受託者の任務が終了しているため（信託 56 条 1 項 3 号）、破産管財人は、新受託者等⁸が信託事務を処理することができるに至るまで、預金という信託財産に属する財産の保管をし、かつ、信託事務の引継ぎに必要な行為をしなければならない⁹。

—以上

⁷ 個別執行の場合とは異なり、破産手続における取戻権の行使のためには、形成的な裁判が必要とされていないことによる。

⁸ 定義は信託法 59 条 3 項。

⁹ 前受託者は、破産管財人に対し、信託財産に属する財産の内容及び所在、信託財産責任負担債務の内容その他の法務省令で定める事項を通知しなければならない（信託 59 条 2 項）。

【別紙】 預金債権（既発生利息も差し押さえる場合）

差 押 債 権 目 録

金 円

債務者が第三債務者株式会社 銀行（ 支店扱い）に対して有する下記預金債権及び同預金に対する預入日から本命令送達時までに既に発生した利息債権のうち，下記に記載する順序に従い，頭書金額に満つるまで

記

- 1 差押えのない預金と差押えのある預金があるときは，次の順序による。
 - (1) 先行の差押え，仮差押えのないもの
 - (2) 先行の差押え，仮差押えのあるもの
- 2 円貨建預金と外貨建預金があるときは，次の順序による。
 - (1) 円貨建預金
 - (2) 外貨建預金（差押命令が第三債務者に送達された時点における第三債務者の電信買相場により換算した金額（外貨）。ただし，先物為替予約があるときは原則として予約された相場により換算する。）
- 3 数種の預金があるときは，次の順序による。
 - (1) 定期預金
 - (2) 定期積金
 - (3) 通知預金
 - (4) 貯蓄預金
 - (5) 納税準備預金
 - (6) 普通預金
 - (7) 別段預金
 - (8) 当座預金
- 4 同種の預金が数口あるときは，口座番号の若い順序による。

なお，口座番号が同一の預金が数口あるときは，預金に付せられた番号の若い順序による。